

秋田都市計画市街地再開発事業の変更（秋田市決定）

都市計画秋田駅前地区第一種市街地再開発事業を次のように変更する。

名 称		秋田駅前地区第一種市街地再開発事業					
施行区域面積		約 3.1 ha					
公 共 施 設 の 配 置	道 路	種 別	名 称	幅員(全幅員)	延 長	備 考	
		幹線街路	3.2.1 秋田駅八橋線	10m(20m)	約 300 m	街路事業整備済 土地区画整理事業整備済	
		幹線街路	3.4.49 秋田駅前中央線	10m(20m)	約 180 m	土地区画整理事業整備済	
		区画街路	市道中通二丁目2号線	6m(9m)	約 95 m	市街地再開発事業整備済	
		区画街路	市道仲小路2号線	13.5m(13.5m)	約 160 m	市街地再開発事業整備済	
よ び 規 模	公園および 緑 地	な し					
	下 水 道	下水管 φ150～500 mm を適宜配置する。				整備済	
	その他の 公共施設	な し					
建 築 物 の 整 備	街区番号	建築物		敷地面積に対する		主要用途	備 考
		建築面積	延べ面積	建築面積 の割合	建築物の延べ 面積の割合		
	1	約8,000㎡	約68,900㎡	約7/10	約59/10	ホテル、店舗、事務所、共同住宅(3階以下を除く)	
2	約7,300㎡	約53,250㎡	約6/10	約45/10	駐車場、店舗	整備済	
建 築 敷 地 の 整 備	街区番号	建築敷地面積		整 備 計 画		備 考	
	1	約11,650㎡		広場を整備する。		整備済	
	2	約11,760㎡		バス停留所を整備する。		整備済	
	合計	約23,410㎡					
住宅建設の目標		な し					
参 考		高度利用地区内にあり					

「施行区域、公共施設の配置、街区の配置、建築物の高さの限度および壁面の位置の限度は計画図表示のとおり」

理 由

中心市街地における土地の高度利用や、まちなか居住の推進に資する民間事業の促進を図るため、整備に係る建築物の主要な用途を変更するものである。

併せて、道路の名称等に変更が生じていることから、整合を図るものである。